

大阪市規則第9号

大阪市準公営企業財務規則の一部を改正する規則

大阪市準公営企業財務規則（昭和39年大阪市規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
（収納金の取扱い） 第19条 現金取扱員は、現金を収納したときは、その内訳を示す書類を添えてその日のうちに金銭出納員に引き継がなければならない。ただし、<u>やむを得ない事由があるときは、翌日（当該日が本市の休日（大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条第1項に規定する市の休日という。以下同じ。）に当たるときは、その日後最初に到来する本市の休日以外の日）に引き継ぐことができる。</u> [2 略] （公金の徴収又は収納の委託） 第23条 <u>法第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項</u>の規定により公金の徴収又は収納の事務を委託した場合においては、局長等は、委託先、委託金の種類、委託期間その他委託契約の内容を示す書類を作成して会計管理者に送付しなければならない。 2 <u>法第33条の2において準用する地方自治</u>	（収納金の取扱い） 第19条 現金取扱員は、現金を収納したときは、その内訳を示す書類を添えてその日のうちに金銭出納員に引き継がなければならない。ただし、<u>やむをえない事由があるときは、翌日引き継ぐことができる。</u> [2 同左] （公金の徴収又は収納の委託） 第23条 <u>法第33条の2</u>の規定により公金の徴収又は収納の事務を委託した場合においては、局長等は、委託先、委託金の種類、委託期間その他委託契約の内容を示す書類を作成して会計管理者に送付しなければならない。 2 <u>法第33条の2</u>の規定により公金の徴収又

法第243条の2第1項の規定により公金の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、委託に係る公金を徴収し、又は収納したときは、翌日（当該日が出納取扱金融機関等の休日又は12月29日若しくは30日であるときは、これらの日を除くその翌営業日）までに関係金銭出納員又は出納取扱金融機関等に納付しなければならない。ただし、委託契約において特に納入期限を定めるときは、その期限内に、会計管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、会計管理者の指定する期限内に納付するものとする。

3 法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2の5第1項各号のいずれにも該当するものとして市長が定める公金は、次に掲げるものとする。

(1) 下水道事業に係る収入金

(2) 港湾施設提供事業及び大阪港埋立事業に係る収入金

(3) 中央卸売市場事業に係る収入金

(口座振替の方法による支出)

第29条の3 [略]

[2 略]

3 会計管理者は、前項の請求書を添付した支払伝票の送付を受けたときは、当該請求書又はこれに添付された書類の記載事項を確認の上、当該支払伝票の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計

は収納の事務の委託を受けた者は、委託に係る公金を徴収し、又は収納したときは、翌日までに関係金銭出納員又は出納取扱金融機関等に納付しなければならない。ただし、委託契約において特に納入期限を定めるときは、その期限内に、会計管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、会計管理者の指定する期限内に納付するものとする。

[新設]

(口座振替の方法による支出)

第29条の3 [同左]

[2 同左]

3 会計管理者は、前項の請求書を添付した支払伝票の送付を受けたときは、当該請求書又はこれに添付された書類の記載事項を確認の上、出納取扱金融機関に通知するものとする。

算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）又は電磁的記録媒体を納取扱金融機関に送信し、又は送付するものとする。

(総合口座振替の方法による支出)

第29条の4 [略]

[2～4 略]

5 会計管理者は、総合口座振替の方法による支出を行う場合は、通知書等のうち、総合口座振替依頼書、総合口座振替済通知書及び総合口座振替依頼書（控）に代えて、その内容を記録した電磁的記録又は電磁的記録媒体を利用することができる。

(支出事務の委託)

第30条 法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定により必要な資金を交付して公金の支出事務を委託した場合においては、局長等は、委託先、委託金の種類、委託期間その他委託契約の内容を示す書類を作成して会計管理者に送付しなければならない。

2 第28条の規定は、必要な資金を交付して支出事務を委託する場合について準用する。

(資金前渡の精算残金等の納付)

第33条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する返納金を納付書により納入するものとする。

[(1) 略]

(2) 支出事務を委託された者が、精算残金を返納するとき

(総合口座振替の方法による支出)

第29条の4 [同左]

[2～4 同左]

5 会計管理者は、総合口座振替の方法による支出を行う場合は、通知書等のうち、総合口座振替依頼書、総合口座振替済通知書及び総合口座振替依頼書（控）に代えて、その内容を記録した電磁的記録媒体を利用することができる。

(支出事務の委託)

第30条 第28条の規定は、私人に必要な資金を交付して支出事務の委託を行なう場合について準用する。

(資金前渡の精算残金等の納付)

第33条 [同左]

[(1) 同左]

(2) 支出事務を委託された私人が、精算残金を返納するとき

[(3)・(4) 略]	[(3)・(4) 同左]
[2 略]	[2 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。